

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第5号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(年次有給休暇の単位) 第13条 年次有給休暇の単位は、1日とする。 ただし、特に必要があると認められるときは、 <u>1時間又は15分（取得時間が1時間を超える場合に限る。）</u> を単位とすることができる。	(年次有給休暇の単位) 第13条 年次有給休暇の単位は、1日とする。 ただし、特に必要があると認められるときは、 <u>1時間を単位とすることができる。</u>
2 <省略>	2 <省略>
3 <u>1時間又は15分</u> を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。 (1)から(4)まで <省略> (特別休暇)	3 <u>1時間</u> を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。 (1)から(4)まで <省略> (特別休暇)
第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)から(11)まで <省略> (12) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> （配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む	第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)から(11)まで <省略> (12) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> （配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を

<p>。以下同じ。)の子を含む。以下この号及び次号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防</u>を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは<u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。)</u>を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(13)から(20)まで <省略></p> <p>2から4まで <省略></p>	<p>含む。以下この号及び次号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護</u>(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は<u>疾病の予防</u>を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日(その養育する子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(13)から(20)まで <省略></p> <p>2から4まで <省略></p>
--	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。